

防災・減災、国土強靱化対策及び
建設業働き方改革加速化プログラムの推進を求める意見書

我が国では、豪雨、台風、地震、豪雪等の自然災害が近年各所で相次ぎ、土砂災害や河川の氾濫、堤防の決壊等の甚大な被害が発生している。

これらの自然災害から、市民の生命、財産を守るために事前に備えることには緊急性があり、一層重要性を増している。

このような状況を受け、国においては重要インフラの緊急点検や過去の自然災害から得られた知見を踏まえ、国土強靱化を加速化、深化させていくことを目的に、国土強靱化基本計画を改定するとともに、重点化すべきプログラム等を推進するための「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」を策定し、令和2年度末まで集中的に取り組んでいる。しかし、近年の気候変動の影響から自然災害の激甚化・頻発化する中、道路ネットワークの整備や老朽化対策、また、治水対策など地域社会の強靱化を進めるために必要な対策は未だ数多く残されている。

こうした中、先般、政府において「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」が閣議決定され、令和3年度から5年間、国土強靱化の取組みを進めることが示された。

今後、市民生活を支える都市基盤を強化し、安全で安心なまちづくりを実現するには、舞鶴若狭自動車道の4車線化等をはじめとする、ストック効果の高い社会資本の整備を着実に進めていくことが不可欠であり、防災・減災、国土強靱化を強力に進めていく必要がある。

以上のことから、国においては、下記の事項に特段の措置を講じるよう強く要望する。

記

- 1 国土強靱化に向け、市民生活を支える都市基盤の強化に引き続き取り組むとともに、平時、災害時に安定した人、物の流れが確保できるよう道路ネットワークの機能強化等にも取り組み、必要な予算を安定的かつ計画的に別枠で確保すること。

- 2 急速に老朽化が進む社会インフラに対しては、長寿命化計画に基づく予防保全への転換に向けた老朽化対策に必要な予算を安定的かつ計画的に別枠で確保すること。

- 3 全産業の生産年齢人口が減少していく中、地域インフラの整備・維持、除雪作業、災害時の応急対応、地域の社会経済さらには地方創生に欠かせない建設産業が、将来にわたって経済成長を支えられるよう、担い手の確保・育成を重点とした労働環境の改善を急ぐこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 2 年 1 2 月 2 1 日

敦 賀 市 議 会